

A 新型コロナウイルス感染症と児童（教職員）が診断された場合

1. 保護者からの連絡⇒**緊急体制発動**⇒企画委員会（情報の説明とマニュアルの確認）
 - (1) 聞き取り表を参考に、保護者（教職員の場合は本人）から聞き取りをする。
 - (2) 日光市教育委員会 学校教育課に電話で一報を入れる。
 - (3) 該当児童の行動歴など必要事項を担任は洗い出す。
 - (4) 「新型コロナウイルス感染症関係確認事項」を市教委、保健所へ連絡する。
 - (5) 校内に濃厚接触者、PCR 検査対象者が特定された場合の対応を協議する。
 - (6) 保護者への通知（該当家庭への確認）作成、配付
 - (7) 当日、翌日以降の学校の対応を検討する。
2. 児童の再登校／教職員の勤務開始
 - 治癒するまで（保健所等が出席可能と判断されるまで）は、出席停止。
 - 新型コロナウイルス感染症フローチャート②保護者用の通りに対応する。

B 家族等が感染し、濃厚接触者と児童（教職員）が特定された場合

1. 保護者からの連絡が入った場合⇒**緊急体制の準備**⇒企画委員会（情報の説明とマニュアルの確認）
 - (1) 聞き取り表を参考に、保護者（教職員の場合は本人）から聞き取りをする。
 - (2) 日光市教育委員会 学校教育課に電話で一報を入れる。
 - (3) 該当児童の行動歴など「新型コロナウイルス感染症関係確認事項」を担任は記入する。
 - (4) 校長は、市教委へ Fax または、メールで報告する。
2. PCR 検査の結果
 - (1) 「新型コロナウイルス感染症関係確認事項」3・4・5を聞き取る。
 - (2) 日光市教育委員会 学校教育課（鈴木）に電話で一報を入れる。
 - ① 陰性の場合
 - 結果の出た日、本人の現在の様子（症状等）
 - 医師からの指導内容
 - 再度 PCR 検査を受けるか、再登校の予定など確認する。
 - ② 陽性の場合⇒**緊急体制発動** Aの対応に移行する。
3. 児童の再登校／教職員の勤務開始
 - 濃厚接触者と特定された時点で2週間（14日間）の出席停止。
 - 家庭内の感染状況により保健所等の指導に従う。

C 児童（教職員）がPCR検査を受けることになった場合

1. 保護者からの連絡が入った場合⇒**緊急体制の準備**⇒企画委員会（情報の説明とマニュアルの確認）
 - (1) 聞き取り表を参考に、保護者（教職員の場合は本人）から聞き取りをする。
 - (2) 日光市教育委員会 学校教育課に電話で一報を入れる。
 - (3) 該当児童の行動歴など必要事項を担任は記入する。
2. PCR検査の結果 B2に準ずる。
3. 児童の再登校／教職員の勤務開始
 - 保健所等から指定された期間出席停止

新型コロナウイルス感染症 児童の出席停止の取り扱い

1. 感染に関する場合 下記の状況が生じた場合は、学校まで連絡をしてもらう。

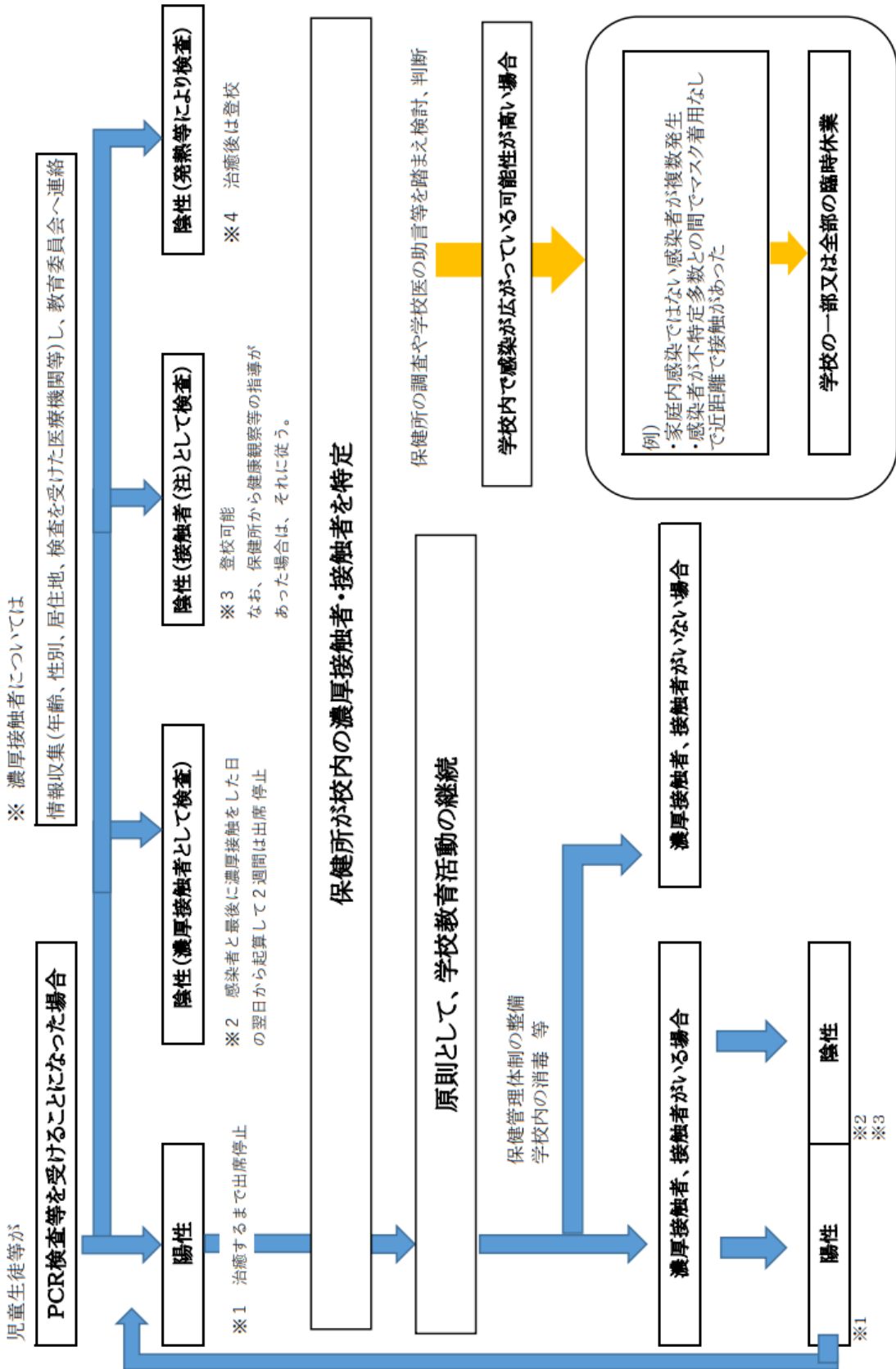
	感染等の状況	登校開始の判断
(1)	本人の感染が判明	保健所、関係機関の判断
(2)	本人が濃厚接触者として特定	
(3)	発熱等のかぜ症状あり	症状の改善が見られたら
(4)	同居家族に発熱等のかぜ症状あり	
(5)	本人及び同居家族がPCR検査を受ける	検査結果（－）が判明するまで
(6)	同居家族に濃厚接触者もしくはその疑いがある者との接触有	保健所の判断

※令和3年5月6日付学校長発「新型コロナウイルス感染症に係る出席停止の対応について」に準ずる。

2. ワクチン接種に関する場合
 - (1) 授業日にワクチンを接種する場合。
 - (2) ワクチン接種後の副反応で体調不良の場合。
3. その他校長が認める場合
 - (1) 基礎疾患がある場合：主治医や学校医・医療的ケア指導医に指示された期間
 - (2) 濃厚接触者と接触している場合：保健所等の判断が出るまでの期間
 - (3) 保護者、本人の不安がある場合

新型コロナウイルス感染症 対応フロー

学校において新型コロナウイルス感染症が発生した場合のフロー



(注)接触者とは、濃厚接触者の定義には該当しないが、保健所に行政検査の対象に選定された者をいう。

○PCR検査等の結果や保健所の調査・指導については、教育委員会に報告する。